

埼玉西部環境保全組合職員の勤務時間に関する規程

制定	平成11年	2月12日	訓令第1号
改正	平成13年	3月30日	訓令第2号
	平成18年	4月27日	訓令第2号
	平成21年	3月25日	訓令第1号
	平成23年	3月31日	訓令第2号



## 埼玉西部環境保全組合職員の勤務時間に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条において準用する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第12号）及び埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する規則第2条において準用する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成9年規則第3号）に基づき、職員（臨時職員又は非常勤の職員を除く。）の勤務時間等について定めることを目的とする。

（勤務時間の割振り及び休憩時間）

第2条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後零時から1時間は休憩時間とする。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成18年訓令第2号）

この訓令は、平成18年5月10日から施行する。

附 則（平成21年訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。